

# 「カラ期間」はありますか？

国民老齢基礎年金は、保険料免除期間を含め、保険料を納めた期間が25年以上ある人が65歳になると受け取れます。  
ただし、加入期間が25年に満たない方でも、年金を受け取れる場合があります。あきらめる前に「カラ期間」がないか確認をしましょう。

## カラ期間とは

「カラ期間」（公算対象期間）とは、年金の受給額には反映されないものの、受給資格のために加算される期間のことです。

この期間と合わせて加入期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。  
昭和36年4月以降、20歳以上60歳までの方で、次のいずれかに該当する期間が「カラ期間」の主なものです。

- ① 会社員・公務員などの配偶者が任意加入しなかった期間  
(昭和61年3月まで)
- ② 20歳以上の学生で任意加入しなかった期間  
(平成3年3月まで)
- ③ 厚生年金などから脱退手当を受けた期間  
(昭和61年3月まで)
- ④ 海外在住の期間

## 本人の申し出が必要です

カラ期間は、日本年金機構には、その記録が残されていないために原則としてご本人の申し出により、カラ期間の有無を調査することになっています。このため25年の資格期間を満たせない方で、カラ期間があると思われる方は、年金事務所または市役所の保険年金係窓口へ申し出てご相談ください。

また、カラ期間が無く資格期間を満たせない方は、60歳から70歳になるまでの間に、国民年金に任意加入することが出来ます。この場合の保険料は月額15,100円（平成22年度）です。ただし、任意加入者には免除制度はありません。

## 年金のご相談は年金ダイヤルへ

☎ 0570-051165

## 問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎ 31-4191  
多久市市民生活課 ☎ 75-2159

# 平成21年度 個人情報開示請求の状況

市では、公正で開かれた市政を目指し、平成13年1月1日から情報公開を行ってまいりました。また、平成14年10月1日から市が保有する個人情報についても、本人等から請求があれば開示しています。

## 市の情報公開・共有条例と個人情報保護条例の規定による実績報告

平成21年度の情報公開請求件数は10件あり、このうち3件を全部公開し、1件を部分公開しました。

公開しなかった残りの6件は個人情報に関するものが2件、情報がな

かったものが4件となっています。このほか閲覧申請による軽易な情報公開が46件となっています。なお、本人等からの請求による個人情報の開示は4件ありました。

## 問い合わせ 市民生活課 市民係

☎ 75-6116

## 情報公開請求状況

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

実施機関	請求件数	処理状況			請求内容
		公開	部分公開	非公開	
市長部局	特命プロジェクト推進課				
	総務部	5	1	3 不存在	住居表示台帳等
	くらし部	1	1		情報公開審議会 答申書
	まちづくり部	1		1 不存在	下水特定事業者 リスト
会計課					
議会					
教育委員会	3	1		2	委員会議事録等
選挙管理委員会					
監査委員					
農業委員会					
固定資産評価審査委員会					
公営企業管理者	水道課				
	市立病院				
計	10	3	1	6	

○このほか軽易な情報の公開 46件